

平成27年度第5回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成28年2月12日（金） 10時20分～11時25分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室3
3. 出席委員：伊藤鉄男、小見山満、日出雄平、大竹邦実、田中秀明の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査の質の向上について
 - (2) 平成27年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について
 - (3) 平成27年度研修実施計画の追加について
 - (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (5) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～
- 資料2 平成27年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果
- 資料3 平成27年度研修実施計画の追加について
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～
- (別紙1) 平成26年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告の概要
- (別紙2) 平成26年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告一覧

(別紙3) 平成26年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の実施件数(案)

(別紙4) 登録政治資金監査人への周知文書(案)

資料B 政治資金監査マニュアル等の改定方針(案)について

資料C 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)の改定(案)新旧対照表

資料D 政治資金監査に関する研修テキストの改定(案)新旧対照表

資料E 平成27年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について

資料F 平成28年度フォローアップ研修資料(実務向上研修)の作成について(案)

資料G 平成28年度フォローアップ研修の日時及び会場等(案)

(本文)

【伊藤委員長】 それでは、少し早いですけれども、おそろいですので、ただいまから平成27年度第5回政治資金適正化委員会を開催いたします。皆様には、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、平成27年度第3回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第3回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成27年度第4回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の第1の議題といたしまして「政治資金監査の質の向上について」の説明を事務局をお願いいたします。

【水谷参事官】 政治資金監査の質の向上について。登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について御説明申し上げます。お手元の資料1と資料Aを御用意いただけますでしょうか。まず、内容について御説明申し上げたいと思っておりますので、資料Aをお開き願います。

今回、お諮りいたしますのは、昨年末の第4回委員会に間に合わなかった都道府県選管

からの報告についての取り扱いと、前回、御議論いただきました次回の取り組みにおける確認項目以外の報告への対応について本日は御審議を賜りたいと考えておる次第でございます。

資料Aの1ページから3ページにかけて経緯、取り組みの概要。2ページに行きまして確認項目、報告を求める範囲、委員会での取り扱い、個別の指示と助言の対象、個別の指導・助言の手法、関係士業団体との連携・協力は、従前からの議論の再掲でございます。本日は説明を割愛させていただきます。

それでは、本日の審議事項に先立ちまして、前回委員会の審議結果の概要について御説明したいと思っております。3ページの2. 前回委員会における審議結果を御覧いただけますでしょうか。前回委員会におきましては、12月4日の時点までに報告のあったものについて御議論いただきました。その結果、確認項目に関するものにつきましては、全て個別の指導・助言の対象とすることといたしました。なお、内容といたしましては、16人、18件でございましたが、全て収支報告書に係る確認項目⑩であったことを申し添えます。

続きまして、(2)の確認項目以外に関するものでございます。まず、政治資金監査報告書に関するものにつきましては、確認項目①から⑨とのバランス。具体的には都道府県選管等において指摘がされていたにもかかわらず、補正がされなかったものに限って報告していただくという確認項目とのバランスを鑑みまして、今回は指摘を受けて直さなかったというものはなく、あるいは逆に指摘をされていないがために現状が維持されているというものだったことから、政治資金収支報告書に関する確認項目以外につきましては、個別の指導・助言の対象としないとしたところでございます。

議論がありましたのは、収支報告書に関する確認項目以外のものでございます。とりわけ、収支報告書と領収書等の写しとの不整合のうち、金額に係るものにつきましては、政治資金監査の実施状況に関わるものであり、かなり確認項目⑩に類似するとも考えられるものでございます。基本的には、個別の指導・助言の対象とすべきというのが委員の皆様のお意見でございましたが、反面、あらかじめ登録政治資金監査人の皆様に対して周知をしておかなかったということもありますことから、今回の取り組みにおいては指導・助言を見送った上で、次回の取り組みから指導・助言の対象とすることを委員会において意思決定すべきではないだろうかという御意見を頂戴しました。

ただ、その際、確認項目に追加するかどうかということでございますが、確認項目に追加して都道府県選管等に確認・報告を求めることは、確認の事務のほか補正前の資料の写

しをとるといふ、報告のための事務の負担が過重となるため難しいのではないかと、という御意見を頂戴しました。

4ページをおめくりいただきまして、公平性との関係。すなわち、全ての都道府県において同様の取り扱いでないことをもって何もしないということではなくて、把握ができた事例だけでも委員会として対応すべきではないだろうか、という御意見を頂戴したところでございます。結論としては、今回の委員会において具体的内容について議論をいただくということにしました。

それでは、以下、本日の審議事項でございます。まず、4ページの「3. 都道府県選管等からの報告（平成27年12月5日以降報告分）への対応」でございます。まず、別紙の1をお開きいただけますでしょうか。12月5日以降にいただきました都道府県選管からの報告についてでございます。概要を申しますと、確認項目に関するものは従前のものと同様、収支報告書に係る確認項目⑩のみでございます。それもお一方、1件という次第でございます。

別紙1の2ページをお開きいただけますでしょうか。ただ、確認項目以外に関する報告を全体で70件ほどいただきまして、まず政治資金監査報告書に関するものが7項目。収支報告書に関するものが大きくくりで申しますと、2ページの収支報告書と領収書等の写しの不整合。それから、3ページにございます収支報告書上の記載不備あるいは添付書類の記載不備、その他というものを頂戴したところでございます。

別紙2は、それぞれの報告について1件ごとにばらしたものでございますので、こちらでは説明を割愛させていただきます。なお、資料Aの4ページ、3.（1）の注に書かれておりますが、個別の指導・助言を行うに当たりましては、その裏付けとなる補正前の政治資金監査報告書等の写しが手元にあることが必要であるということから、こういった書類の添付があったものを整理したところでございます。

「（2）個別の指導・助言の実施」についてでございます。前回委員会での議論を踏まえて、前回委員会で最終的にこの確認項目に該当しない場合には、実際に政治資金監査が始まっておりますことから、できるだけ早いタイミングで文書を流すべきであろうと。その際、伊藤委員長に内容をご確認の上で、事務的に対応した上で次回委員会での報告という結論をいただきましたことから、1月20日に伊藤委員長のところに具体的な内容を御説明に参りました。そこで御確認をいただきまして、1月20日付で個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人に対して文書を送付したところでございます。御報告申し上げ

げます。

そのほか、先ほどの資料Aー別紙1の確認項目以外の3ページでございます、青い色に塗ってある23番というところがございしますが、収支報告書上の計の記載方法が誤っていた、というものでございます。この事例につきましては、形式的には確認項目⑩に該当するように見えなくもないのですが、内容が非常に軽微なものであり、個別の指導・助言まで必要ないだろうということで、今回は個別の指導・助言の対象とすることを見送ったところでございます。明らかに様式の一部で金額の記載が漏れていたとか、ページごとに合計を出してしまっているとか、そういったケアレスミスのなものという整理でございます。

続きまして、資料Aの5ページにお戻りいただけますでしょうか。「(3) 個別の指導・助言の実施件数」でございます。別紙3でございますが、先ほど来申しておりますとおり、確認項目⑩に該当したお1人の方に1件、指導・助言をしているところでございます。なお、別紙3の3ページを御覧いただきたいのですが、参考として前回の指導・助言の実施件数と合わせた累計を3ページにお示ししているところでございます。

最終的には17人、19件。今回、要旨が公表されたと報告のあった国会議員関係政治団体の件数が2,969件でしたことから、19件を2,969件で割りますと、全体の0.6%となっております。もう一度、資料Aの5ページにお戻りいただきまして、以上が今回、お諮りをする12月5日以降に報告のあった報告に対する対応でございます。

続きまして、この政治資金監査の質の向上について、2つ目の御審議いただきたい内容でございます。前回、あらあら御議論をいただきましたが、確認項目以外に関する報告について、次回の取り組みにおいてどのような対応をしていくかという点でございます。資料Aの5ページ、4.のところでございます。事務局からの提案として、確認項目以外に関する報告のうち、都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し、この領収書の写しには領収書等を徴し難かった支出の明細書、徴難明細書と振込明細書の写しも含んでおります。この収支報告書と領収書の写しの金額の不整合があったという報告を受けた場合に、原則として個別の指導・助言の対象とするということにはいかがかと考えておる次第でございます。

その考え方として、まず、アに書いておりますのが、会計帳簿と領収書等の整合性を外形的・定型的に確認するというのが政治資金監査の基本的な性格でございます。そういったことから考えますと、上に挙げたケースというのは、政治資金監査の信頼性へ影響を与

えかねないものでございますので、個別の指導・助言の必要性は高いのではないかと考えておる次第でございます。

そして、2番目に書いておられますのが確認項目⑩との並びを考えまして、確認項目以外に関する報告のうち収支報告書に関するものについて、金額に着目して個別に指導・助言の対象としてはどうかという考え方でございます。

ウに書いておられますのが、補正をした場合にどのように対応するのかということでございます。こちらも確認項目⑩の考え方を参考として、収支報告書と領収書等の写しとの金額の不整合があった場合には、収支報告書の内容に影響が及ぶことになるという観点から、補正の有無にかかわらず、個別の指導・助言の対象とすべきではないかと考えておる次第でございます。

具体的にどのようなケースがあるかと申しますと、例に書いてございますが、収支報告書の金額と、領収書等の写しとの金額との不整合があったという事例。2番目は、もう少し変わっておりまして、収支報告書に領収書等の写しがない支出を記載しておりましたけれども、後に領収書等の写しの提出を求めたところ、当該支出の方を削除した。結果的に収支報告書の金額が動いたという事例などを想定しているところでございます。

もう一度、資料A-別紙1の7ページを御覧いただけますでしょうか。こちらが先ほど説明を省略しましたが、今回の指導・助言の取り組みの累計の確認項目の件に関する報告を整理したものでございます。色をつけました13番、14番、17番、19番、21番、22番といったものが、仮に次回の取り組みにおいて同様の報告が上がってきた場合に指導・助言の対象とするというものでございます。件数で申しますと、16件余りあるところでございます。以上が、「4. 確認項目に関する報告に係る次回の取組における対応」でございます。

続きまして、資料Aの6ページをお開きいただけますでしょうか。個別の指導・助言に係る取り組み結果の周知に関するところでございます。今回の取り組み結果あるいは次回確認項目以外の取り扱いの方針について、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、関係者に対して周知を図っていくことを考えております。まず、登録政治資金監査人に対する周知でございますが、ポイントは2点。確認項目以外の取り扱いと、今年度報告が上がってきた事例についての紹介でございます。

具体的には、資料Aの別紙4の文章を御覧いただけますでしょうか。ポイントは下線を付したところなのですが、上の方から見てまいりますと、第2パラグラフで昨年12月2

2日に出した文章について触れております。そして、今回委員会で御了解をいただければという前提条件付きですが、平成27年分の収支報告書に係る政治資金監査を対象とした取り組みにおいては、都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写しの金額との不整合があったという報告を受けた場合には、原則として個別の指導・助言の対象とすることとしましたというのが、来年の取り組みの通知でございます。

そして、「なお」以下に、平成26年分の収支報告書に係る政治資金監査を対象とした取り組みにおいて、上がってきた事例等について参考までにお知らせすると。裏のページを御覧いただきたいのですが、まず1.が実際に個別の指導・助言の対象とした事例。2.として、個別の指導・助言の対象とはしなかったけれども、都道府県選挙管理委員会等から報告があった事例。(2)収支報告書に関するもののうち、後ろに括弧書きで※印が付されているものが4つございますが、一番下の注を御覧いただきたいのですけれども、2.(2)で※印を付した事例のうち、金額に係る不整合があった場合には、平成27年分に係る政治資金監査を対象とした取り組みにおいて、原則として個別の指導・助言の対象とすることとした収支報告書の金額と、領収書等の写しの金額との不整合に当たります、というお知らせという構成にしているところでございます。

この文書が登録政治資金監査人に対してお送りする予定の文書でございます。

もう一度資料Aの6ページにお戻りいただきまして、都道府県選挙管理委員会に対しても、先ほどの文書を参考にして、こういった取り扱いにすることをお知らせしてまいりたいと考えておるところでございます。このほか、また前回と同様、関係士業団体を通じて、各士業の関係者の皆様に御周知を図っていただきますとともに、今年6月以降に実施されますフォローアップ研修におきまして、この逸脱事例について取り上げてまいりたいと考えている次第でございます。

以上が、資料Aの説明でございます。

これに関連しまして、公表されます資料1を御覧いただけますでしょうか。資料1は本日午後の事務局長からのブリーフィングの際、プレスに配付されるものでございます。1ページ「1.経緯等」につきましては、これまでの資料の繰り返しでございます。2ページにお戻りいただけますでしょうか。報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象・手法のところでございますが、アとして政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの。イとして収支報告書上にある金額の不整合に係るもの。ウとして確認項目以外という整理をして順次整理をしているところでございます。

実際に件数を公表しますのは個別の指導・助言の実施件数でございます。2ページの(1)の表がアで政治資金監査報告書の基本的な構成に係るものが0件。イの収支報告書上に金額の不整合があるものが1人、1件ということにいたしております。注には上のものは12月5日以降に選挙管理委員会から出された報告等に基づいて実施した件数であり、2番目として上記事例の収支報告書は要旨の公表時には補正されており、公表には悪影響を及ぼしていないことを付記している次第でございます。

3ページ、参考として前回の委員会で御審議いただいたものとの累計を掲げております。17人、19件。こちらで先ほども説明しましたが、全体の2,969件に占める割合は0.6%という数字を、参考までに掲げさせていただいているところでございます。3ページの3.に次回の取り組みにおける対応として、確認項目以外に関する報告のうち、都道府県選挙管理委員会の最初の報告受付時に収支報告書の金額と領収書等の写しの金額に不整合があったという報告を受けた場合には、次回からは原則として個別の指導・助言の対象とする、ということを記しているところでございます。

4ページの周知等につきましては、先ほど説明した資料Aと同様でございます。

以上が、政治資金監査の質の向上に係る説明でございます。よろしく申し上げます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

【大竹委員】 よろしいですか。登録政治資金監査人への周知文書に関してですけれども、別紙4にありますのは来年度の取り組みについて、いろいろ書いてございます。それから、また指導したことも書いてございますけれども、先ほどの17人、19件については何らかのお知らせを、各監査人に対してもするわけでしょうか。

【水谷参事官】 はい。参考資料といたしまして、先ほど説明した資料1の方を、この通知文書の後ろに添付してお送りする予定でございます。資料1の3ページを御覧いただきますと、収支報告書上に金額の不整合があったもの、17人、19件あったということが明らかになるという形にしております。

【大竹委員】 わかりました。

【伊藤委員長】 これは資料1に書いてある、このままの形で……。

【水谷参事官】 はい。郵便物の重量の関係で、若干、小さくしたりするかもしれませんが、基本的には内容はこのままでお送りします。

【伊藤委員長】 そうですか。ほかに何かございませんか。

【田中委員】 内容はこれでよいと思いますが、今後の指導等に際しては、複雑になっているので、よく説明して理解してもらうようにした方がよいと思います。仕組みが複雑になったので、その辺を注意した方がいいのではないかと思います。

【伊藤委員長】 ほかによろしいでしょうか。それでは、本議題につきましては了承いただいたということで、次の議題に移らせていただきます。

第2の議題の前に、その他の議題として「政治資金監査マニュアル等の改定方針（案）」について等の説明を事務局をお願いします。

【水谷参事官】 お手元の資料B、資料C、資料Dに沿って御説明申し上げます。政治資金監査マニュアル等の改定方針と申しましたが、政治資金監査マニュアルは通称でございまして、お手元にもございますが、正式名称は『政治資金監査に関する具体的な指針』というこちらの冊子でございます。こちらの通称、政治資金監査マニュアルの性格でございますが、資料Bの「2. マニュアルの性格」のところを御覧いただきたいのですが、まず政治資金規正法におきましては、政治資金監査は政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指示に基づき行うものとする。つまり政治資金監査マニュアルに基づき行うものであるとされているところでございます。

実際、このマニュアルの中の総則部分に書かれておりますが、(2)に書いておりますが、この政治資金監査マニュアルは登録政治資金監査人が政治資金監査を行うに当たっての具体的な指針を示すとともに、登録政治資金監査人の行う政治資金監査の質の確保と政治資金監査業務の一般化・標準化を図るもの。登録政治資金監査人はこの政治資金監査マニュアルに基づいて政治資金監査を行うことが求められると。政治資金監査に拠って立つべきものという整理がなされている次第でございます。

資料Bの1ページ1.にお戻りいただきたいのですが、このマニュアルは平成20年10月に策定されたわけですが、その前書きの部分におきまして、この政治資金監査の運用状況を慎重に見極めながら、本マニュアルに定める手続が実際の運用とそぐわない場合などには必要に応じ本マニュアルの改定を図り、その内容に改善を加えていくことが必要とされているところでございます。

このようなことを踏まえて、まず平成20年10月に作り直した後に、第1期の3年目である平成22年9月、第2期の3年目であります平成25年6月にマニュアルの改定をしておるところでございます。今回、前回の改定後2年半以上が経過したことから、この間の法令改正の反映や、マニュアルの記載の趣旨の明確化を図るために今回改定を行い

たいというものでございます。

1 ページの 3. に過去の改定の経緯について簡単に書いてございます。まず、22 年 9 月におきましては、20 年に作った作りたてということもありまして、制度内容について政治資金監査の方法の変更や、政治資金監査に資する記載内容の充実といったことが変更としてなされております。平成 25 年 6 月になりますと、2 ページの (2) ですが、大分制度が落ち着いてきたことから、まず 1 番大きなものとしては政治資金規正法施行規則の改正の反映。具体的には金融機関への振り込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化、振込明細書に会計責任者が追記をするようなことが認められたという省令改正を反映したというのがトピックスでございました。

そのほか、収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例を追加したり、政治資金監査チェックリストを従前からあったわけでございますが、この政治資金監査マニュアル上も正式に位置付けたり、収支報告書の提出後に生じた事情とその対応についての記載を追加したといったことが行われているところでございます。

今回、マニュアル改定を行うに当たりましては、一番大きなことは昨年 10 月に改正された業務制限に係る政治資金規正法施行規則の改正の反映と、そのほかマニュアル等についてよりわかりやすくできないかという趣旨の明確化という観点でございます。これと合わせて、マニュアルのさらに逐条的な解説というのでしょうか、参照条文や資料を入れたものが、登録時研修の際に使っております政治資金監査に関する研修テキストという、このオレンジの本でございます。こちらについても、マニュアル改定に合わせて所要の見直しを行ってまいりたいと考えているところでございます。

まず、マニュアルの改正の具体的な部分、まだ案の段階でございますが、資料 C の新旧対照表を御覧いただけますか。この新旧対照表、左が現行で右側が今回、改定をしようとしている改定後の案でございます。まず 1 ページが登録政治資金監査人の業務制限に関する省令改正の反映でございます。今回、具体的には 1 ページ 1. (2) 6. のところの④が新たに追加されたところでございます。読み上げますと、「政治資金監査対象年の最初の日から政治資金監査の最初の日の前日までの期間内に国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者等であった者」が新たに省令で業務制限に該当することとしました。このことは、従前から自己監査の禁止ということで適当ではないという位置付けがされてきたところでございますが、新たに省令に付記されたところでございます。

7. のところが左側の現行を見ていただくと、下から 3 行目、適当ではないとされていた

ものを、今回はこの省令改正に合わせて変更しているところでございます。

続きまして、2ページでございます。2ページ、IV.のところですが、こちらにつきましては文言の整理としております。従前、政治資金監査マニュアルにおきましては、「使用人等」という言葉が定義なしでそのまま使われておったのですが、法律上の用語であります「使用人その他の従業者」でこれを「使用人等」と定義して整理しているところでございます。

2ページの下、V.政治資金監査指針②ですが、こちらは領収書等亡失等一覧表について。実は書式は記載例(3)、かなり後ろのページに出てくるわけですが、初出のページにおいてその辺りを丁寧に示した方がわかりやすいだろうということで、掲載箇所を明示するものでございます。

続きまして、3ページ。VII.政治資金監査報告書のところでございます。こちらにつきましては、18項目余りが並べられておるところなのですが、それを政治資金監査報告書の様式にあります監査の概要、監査の結果、業務制限という項目を明示することで、どの部分に関する説明かということをはっきりと示すというのが一点。それから、政治資金監査報告書の監査の概要に、政治資金監査を実施した場所について明記するというところを改めて付記することといたしました。従前は記載例に入っていたわけですが、必ず記載し、主たる事務所以外実施した場合には住所も付記することとなっておりますことから、こちらの部分に明記することとしたものでございます。

4ページ、右側の3行目でございますが、こちらにつきましても監査の概要のところ、監査の概要というのは書類の有無も含めて、全ての書類について掲げるということになっておるわけですが、従前から政治資金監査報告書で間違いが縷々見られたことから、そこを丁寧に説明を書き加えたものでございます。

5ページ、記載例の注でございます。政治資金監査報告書の業務制限のところには、まず、登録政治資金監査人本人が業務制限に該当する事実はないということを書いた後に、その下に使用人その他の従業者との間についても同様であると書くことになっておりますが、使用人等を使用していない場合には、この「また」以下を削除するよう明示したものであります。あとは、基本的に同じものでございます。記載例が4例あるものですから、繰り返しそれを書いておるところでございます。

資料Bの5ページにお戻りいただきたいのですが、関連したテキストの改定でございます。テキストの改定は大きく2つございまして、前回のマニュアル改定以降に追加・改定

されたQ&Aのうち、ある程度一般性・普遍性がある登録政治資金監査人に確実に周知すべきものを反映させるというものでございます。具体的には、昨年の7月、第2回委員会において御議論いただきました払込金受領証の取り扱いと郵便局の払込票兼受領証の取り扱いを追加したところでございます。

具体的な内容について御覧いただきたいのですが、資料Dを御覧ください。1ページは省令改正、先ほどのマニュアルの改正そのままでございますが、2ページが、従前は適当でないとされていたものを省令に引き上げたことから削除したものでございます。3ページは、今回の省令は非常にテクニカルで難しいことから、わかりやすく図表を添付したところでございます。4ページから5ページ、6ページが先ほど申しましたQ&Aの追加、払込金受領証のものと、郵便局の払込票兼受領証のものを追加したところでございます。現在のQ&Aをほぼそのまま掲載しております。6ページにはフローチャートも付して、できる限り順を追ってできるようにしているという次第でございます。そのほかの部分、いろいろ書いてございますが、基本的にはマニュアルの修正部分をそのまま写しているという整理でございます。以上が資料Dの説明でございます。

資料Bの5ページにお戻りいただけますでしょうか。このマニュアル等の改定に関しましスケジュールでございます。本日が第5回委員会でございますが、今回、方針としてお諮りいたしまして、御了解を賜った後、次回の今年度最終委員会になります第6回委員会におきまして、マニュアル・テキストの改定案の決定をしていただければと考えております。2カ月ほどかけて印刷あるいは登録時研修におけるDVDの作成をして、6月以降、全国で集合研修を行ってまいりますので新しいマニュアル・テキストにより登録時研修を実施してまいりたいと考えておる次第でございます。

従前、政治資金監査マニュアルの策定及び改定の際には、パブリックコメントを実施してきております。しかしながら、今回は実際に政治資金監査の実施方法の実質的な変更を伴う内容ではないということ。それから、省令の改正内容につきましては、省令改正時に平成27年9月にパブリックコメントを実施しておりますことから、今回は改めてパブリックコメントは行わないということ、事務方としては整理したいと考えている次第でございます。

以上が政治資金監査マニュアル等の改定方針についての説明でございます。

よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言

ください。

【日出委員】 今の、一つ。内容については、私は特に異論はございません。後で報告事項の方で、フォローアップ研修の日時などとの関係があるのですが、これはフォローアップ研修の前までに、今の登録政治資金監査人の方に全部テキストは送られると考えてよろしいのですか。

【水谷参事官】 実際にはかなり、最初の6月がぎりぎりになる可能性があります、7月までには必ず全部送りますので、よろしく願いいたします。

【大竹委員】 いいですか。テキストに、Q&Aの一部が取り込まれるようなのですが、テキストに取り込んだとしてもQ&Aはそのまま、これについても載せておくということということなのですか。

【水谷参事官】 はい。Q&Aの全体の一覧性もございませうことから、この点については載せておいた方が登録政治資金監査人にわかりやすいのではないかと考えておる次第でございます。

【大竹委員】 なるほどね。わかりました。

【伊藤委員長】 ほかに何かございませうでしょうか。では、これについても御了承いただいたということでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 ありがとうございます。

では、次に第2の議題として、「平成27年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について」、及びこれに関連するその他の議題として、「平成27年度フォローアップ研修資料(実務向上研修)の作成について(案)」等の説明を事務局にお願いいたします。

【水谷参事官】 お手元の資料2、資料E、資料F、資料Gの4点について御説明してまいりたいと思います。

実際にはお手元の資料Eに従って説明してまいりたいと考えています。フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケートでございますが、今年度フォローアップ研修全体で1,034名の方に御参加いただきました。そのうち866名の方、回収率で申しますと、84%余りの方からいただいたアンケートの結果でございます。

具体的には、資料Eでございます。まず、実際の実施状況ですが、参加人数につきましては実務向上研修、フォローアップ研修のうち毎年毎年テーマを変えている方でござい

すが、こちらの参加者数は前年度の1,116名から1,034名に、約82名ほど減っております。その結果として、全体に占める参加率も24.9%から22.6%という若干低下しているところでございます。

他方、出席率を見ますと、従前申し込みがあった方と、実際の出席者実数を比較しますと、こちらは74.4%から76.6%と2%余り向上している。従いまして、御興味を持っていただいている方には、積極的に参加していただいているのではないだろうかと考えている次第でございます。

再受講研修、登録時研修と全く同じ研修をもう一度行うものにつきましても、同様の傾向でございまして、全体の人数が81名ほど減っておりますが、出席率は1.2%ほど向上しているところでございます。

アンケートの結果でございますが、内容については多少、我々が聞いているのよりは割り引いて考える必要があるかもしれませんが、「とても参考になった」及び「多少参考になった」とする回答の割合が実務向上研修で98%、再受講研修では100%となっております。実際に参加いただいた方々から見ますと、かなり研修内容について御満足いただいているのではないだろうかと考えられる次第でございます。また、実務向上研修の資料につきましても、前年度に比べわかりやすくなったという回答が大幅に増加しており、今後も参加したいという回答も増えているところでございます。

資料Eの2ページ、自由記載の主なものところを御覧ください。まず、ネガティブな意見でございますが、(1)研修内容の①及び②ですが、講師の技量不足。早口であったとか、原稿の棒読みであったという意見がかなり見られました。また、内容的に基本的すぎるという点。こうした点は私どもとしても反省してまいりたいと考えております。

他方で、ポジティブな意見として、3ページにも出てまいりますが、3ページの(4)のところにある演習問題が非常に評判がよろしゅうございまして、もっと時間をかけてやってほしいとか、参考になった、よくわかった、とにかくもっとやってほしいという意見が多く出ているところでございます。

3ページの4のところ、アンケート結果を踏まえた私どもなりの留意点として、幾つか掲げておるところでございます。まず、研修の参加者数との関係でございまして、士業の関係の方々、月末がお忙しいケースが多いようでございまして、今後は可能な限り月末の開催は避けてまいりたいと考えているところでございます。また、昨年は東京都において夜間開催を継続しましたが、夜間開催は一定数は参加いただけるので、今後もそれを

継続してまいりたいと考えております。

研修資料におきましては、まず一つ目として、本日の議題の1番目でも御説明した登録政治資金監査人に関する個別の指導・助言に係りまして明らかになりました記載例からの逸脱事例を、今後は研修の中で反映させていく必要があるのではないだろうか。また、評判のよかった演習問題については、これまで事務局に寄せられた照会や、Q&A等を踏まえた内容とし、問数も増やしてまいりたいと考えている次第でございます。

資料Fを御覧いただけますか。以上のような、先ほど説明した留意点を踏まえたフォローアップ研修資料の作成方針でございます。まず、1番目に政治資金監査の質の向上に関する説明。そして、結果について説明をまいりたい。それから、改定があったQ&Aについて丁寧に説明してまいりたいと考えております。3番目に先ほどの議題にございました、マニュアル等の改定内容についてトピックスとして触れてまいりたいと考えております。4番目の政治資金監査のポイントは毎年行っているところございまして、この部分については従前通り、あるいは多少圧縮と考えております。

裏面を御覧いただきまして、5の演習問題を大幅に充実していきたい。誤りやすい事例や留意すべき点について、これまで事務局に寄せられた照会やQ&A、それから登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言において明らかとなった記載例からの逸脱事例等を踏まえた演習問題という形で解説をしていきたいと考えている次第でございます。

本日はこういった方針について御了解いただければ、これも3月の終わりの委員会におきまして具体的な案をお示しして、委員会における承認を賜りたいと考えている次第でございます。

続きまして、資料G。こちらがフォローアップ研修の日時及び会場でございます。第4回委員会におきまして、6月から11月の間で全国16都市、17回開催するという御了解を賜りましたが、それを当てはめましたものがこちらでございます。月末を避ける、夜間開催は1回ということ踏まえてのところでございます。

雑駁でございますが、以上が資料2、資料E、資料F、資料Gの説明でございます。よろしくお願いたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。

【田中委員】 この参加率の関連なのですが、個別の監査人がこれまで何回研修に参加したのかという数字はありますか。例えば今まで1回も参加していなかったとか、そうい

う方がおられれば、できるだけ出してもらうように慫慂するのも方策かと思います。もちろん強制はできないとは思いますが。

【加松事務局長】 資料2の2ページに、説明を省略してしまいましたが、実務向上研修について、今回初めてか、あるいは毎年参加しているのか、というようなことも聞いています。アンケートに回答者866名のうち今回初めてというのが143名。毎年参加しているというのが527名。あと、参加したことがあるというのが182名です。毎年参加しているという方は527ということで、500名ぐらいは参加していただいているということです。非常に熱心な方は毎年参加していただいています。あと、よくお聞きしますが、何らか監査の方法に改正があったら、そこをきちんとチェックしておきたいというようなことをおっしゃられた方もいらっしゃいました。そのようなことで、問題意識をお持ちの方は毎年、参加しておられる方もいらっしゃるということです。それはアンケートでは527ということになっています。

【田中委員】 実態がどうなっているのかわからないのですが、あまり参加の実績がない方がおられるとすれば、例えば2年に1回とか、出してもらうようにいろいろ案内とかか招聘するとか、そのような工夫があってもいいかなと感じました。

【加松事務局長】 私ども、この研修の案内自体は全ての登録政治資金監査人に送らせていただいています。おっしゃるとおり、これまで受講されたことがない方につきましては、できる限りお時間をとって参加していただきたいということは、その案内の中で呼びかけをさせていただきたいと思います。

【伊藤委員長】 少し細かい話なのですがけれども、資料Eの2ページ目のところに、研修資料の下の方ですが、ネガティブな意見として「スライドとテキストが不一致」(6)と書いてあるのですがけれども、どのようなものですか。

【加松事務局長】 すみません。これは今回、業務制限の改正が昨年9月にありまして、それで業務制限の改正がこのようにされる予定だというのがフォローアップ研修の中では間に合わなくて、細かい図表で入れていなかったものですから。先ほど、次回からテキストに入れる図表についてスライドでそこだけお見せして、このようになっています、と触れたところがあったのです。それがテキストに入っておりませんで、あと若干仕組みが複雑だったものですから、そのような指摘を受けたのではないかなと思っております。

【伊藤委員長】 全然違うことが書いてあるという趣旨ではない。

【加松事務局長】 そういうことです。フォローアップ研修と違うものをスライドでお

出しして、あれは何かなという疑問があったということです。それは、今回、フォローアップ研修でも、そのような図表などは入れさせていただくとか、していきたいと思っています。

【伊藤委員長】 ほかありますか。

【小見山委員】 17名の方に指導・助言をすることになるわけです。この方たちは、フォローアップ研修に来てみえるのですか。個別なことで恐縮な質問なのですが。

【水谷参事官】 そういった観点ではまだチェックしておりませんが、早急にそれは…

【小見山委員】 時間があれば、そのようなことも少し参考にさせていただくとよろしいのかもしれない。

【水谷参事官】 今、事務方から、一部は来ているようで、来ていない人もいます。

【小見山委員】 そうですか。何かのときに、いらっしゃっていない方たちの軽微なミスがあったことを伝えておくことも大切でしょうね。それで、フォローアップにどうぞ来てくださいという形でお願いすることが大切かもしれませんね。

【伊藤委員長】 ほかに何かございますか。それでは、これらの議題のうち、「平成27年度フォローアップ研修資料（実務向上研修）の作成について（案）」については、了承をいただいたということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

【伊藤委員長】 また、その他の議題につきましてもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【伊藤委員長】 第3の議題として、「平成27年度研修実施計画の追加について」の説明を事務局にお願いいたします。

【水谷参事官】 お手元の資料3、「平成27年度研修実施計画の追加について」を御覧いただけますか。これは今年度の研修の追加でございます。下の参考のところに書いてありますが、今年度の研修実施計画におきまして研修日数の追加については、委員会に諮る時間がないときは、今後の登録政治資金監査人の登録・研修受講状況に応じて委員長が決し、次回の委員会で報告することとすると。また、政治資金監査に関する研修について5人以上の登録政治資金監査人より、希望する研修日・研修地を示して実施の要望があった場合で、その実施に支障がないと認められるときは、上記の手続による研修日程の追加を行うものとされているところでございます。

今般、大阪の税理士さんを中心に5名の方から3月中下旬以降、やっていただけないかというお申し出があったものですから、平成28年3月23日に大阪で登録時研修を実施してまいりたいと考えております。実施が決まりましたから、今まで登録はしたものの、登録時研修を受けていच्छゃらない100名余りの方にお知らせをしましたところ、最終的に現時点で16名の方が参加予定となっております次第でございます。この件につきましても、先ほどの指導・助言の文書と同じく1月20日の際に伊藤委員長のところにお説明に上がり、委員長にこの研修の開催を決定したところでございますが、今回の委員会において御報告申し上げる次第でございます。

よろしくお願ひいたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。では、本議題につきましては、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

【伊藤委員長】 次に、第4の議題としまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局をお願いします。

【水谷参事官】 資料4のいつもの資料でございますが、都道府県別士業登録政治資金監査人の登録状況を御覧ください。合計数で申しますと、4,692人。前回、12月の時点の数字から加えまして6名増えてございます。その内訳としては、弁護士、公認会計士、税理士、いずれも2名ずつでございますが、同じ2名なのですけれども若干内容が異なりまして、弁護士さんは新たに2名の方が登録をされたというもの。公認会計士さんは4名の方が登録をされて、2名の方が抹消されて、差し引きプラス2名というもの。税理士さんは12名の方が登録されて、10名の方が抹消されて、トータルで2名という形。同じ2名でございますが、登録と抹消という、かなり入り繰りがございます。

この抹消についてでございますが、原則は御本人からの届け出によるわけでございますけれども、死亡等の案件の場合、なかなか放っておくと届け出ということはございません。こちらにつきましては、毎月、士業団体の方で死亡あるいは廃業ということが告示されますものですから、その官報を見て登録政治資金監査人の方が該当した場合には、その御遺族宛てに届け出をしてくださいというお願ひをした上で、抹消手続をして、届出をいただいているところでございます。

さらには、そうはいつでも亡くなってしまわれると、なかなか応じられないということもあるものですから、年末に一括して抹消するというという手続をとっておるところでござ

ざいます。

【大竹委員】 それは、職権抹消ということでしょ。

【水谷参事官】 はい。裏面のページ、研修の実施状況でございます。3番のフォローアップ研修、4番の再受講研修、実務向上研修については集合研修ですので、昨年12月以降実施しておりますので変わっておりません。2番の登録時研修につきましては、総務省の9階の政治資金適正化委員会事務局の個別ブースにおいて実施しております、前回と比較して18名追加となって、4,875名となっている次第でございます。

雑駁でございますが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたらどうぞ御発言ください。日出先生。

【日出委員】 日出ですけれども、先ほどの資料4の1ページ目は、登録者数から登録抹消者数を除いてあるとなっているのですが、できれば今度、今言ったとおり新規の登録と抹消が幾らあったというのを、土業ごとに教えてもらうような表をつくっていただけませんか。うちの方でも、死亡とかそういったものはこれから多くなると思うのです。ですから、そういった時期に、できれば遺族の方にも、うちの方からもしわかっていた場合には、話をしておいた方がスムーズかなと思います。そういった面で内訳をいただければと思うのです。

【加松事務局長】 そのような形で資料をつくらせていただきます。

【伊藤委員長】 ほかに何かございませぬか。よろしいですか。では、この件につきましても、よろしいということで、本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますか。

【水谷参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しているところでございます。本日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。

また、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に来週の月曜日、2月15日月曜日の夕方頃、確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【伊藤委員長】 それでは以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いいたします。

【水谷参事官】 次回の委員会についてですが、日程調整をさせていただきました結果、

3月25日金曜日の午前10時半より開催させていただきたいと存じます。詳細につきましては、後日文書にて御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】 それでは、本日は長時間にわたりまして熱心に御審議いただき、ありがとうございました。